

大倉岳高原スキー場

食堂・売店出店者募集要項

令和6年8月

公益財団法人小松市まちづくり市民財団

1 募集の目的

公益財団法人小松市まちづくり市民財団（以下「市民財団」という。）は、大倉岳高原スキー場の冬期間のスキー利用者の利便性の向上を目的に、ロッジ3階に設置されている食堂・売店における出店者を募集するものとする。なお、プロポーザル方式により出店候補者を選定する。

2 契約期間

令和6年度の契約日から令和8年度の末日まで

3 施設全体の概要

項目	スキー場	ロッジ
(1) 所在地	小松市尾小屋町レ41番地	
(2) 敷地面積	500,000㎡	1,776㎡
(3) 建築面積	---	505.12㎡
(4) 延床面積	---	1,353.85㎡
(5) 施設内容	第1ペアリフト 889 m 第2ペアリフト 342 m 第3ペアリフト 655 m ファミリーゲレンデ 22,500 ㎡ ちびっこゲレンデ 3,500 ㎡ 日本海コース 51,509 ㎡ ウエデルンコース 32,500 ㎡ ※ファミリーゲレンデ、日本海コースはナイター設備あり 第1駐車場 40 台 第2駐車場 34 台 第3駐車場 147 台 第4駐車場 87 台 第5駐車場 168 台	1階：管理用資材庫、食堂資材庫 無料休憩所（和室）、トイレ 2階：管理事務所、貸ロッカー庫 レンタルスキー庫、トイレ 3階：食堂、売店、 ファミリールーム

4 交通アクセス

- ・ JR小松駅から車で25分

5 営業について（冬期間）

項目	内容		
(1) 営業期間	12月20日頃～翌年3月第3日曜日（積雪状況により変更します）		
(2) 営業日・時間		12月、1月、2月	3月
	月曜日	休業	
	火曜日	8：30～21：00	17：00～21：00
	水曜日	8：30～21：00	17：00～21：00
	木曜日	8：30～21：00	17：00～21：00
	金曜日	8：30～21：00	17：00～21：00
	土曜日	8：30～21：00	8：30～21：00
	日曜日	8：30～17：00	8：30～17：00
	祝日の前日	8：30～21：00	平日 17：00～21：00 土曜日 8：30～21：00

※月曜日が祝日にあたった場合は火曜日を休業とします。

※12/29～1/4の間の月曜日は、休業しません。

※祝日の営業時間については、大倉岳高原スキー場管理事務所に確認してください。

6 食堂・売店の概要

設置フロア等	設置フロア	ロッジ3階
	面積	354㎡
	客席数	300席
設備等	設備	<p>【食堂】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道 ・フライヤー18L（1台） ・電子レンジ（1台） ・冷蔵庫（4台）総容量1,850L ・冷凍庫（2台）総容量1,290L ・調理台（7.17㎡） ・ガス炊飯機4升（2台） ・湯釜（6台） ・ガスコンロ（9台） ・ゆで麺機6食（1台） ・製氷機（2台） ・シンク（4台） ・保温ジャー4升（2台） ・食洗器（1台） <p>【売店】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、水道 ・フライヤー18L（2台） ・冷蔵庫350L（1台） ・冷凍庫（2台）総容量300L ・調理台（1.08㎡） ・ガスコンロ（1台） ・電子レンジ（1台） ・シンク（2台）

		<ul style="list-style-type: none"> ・保温ショーケース（2台） 【その他】 ・券売機（3台）
その他		<ul style="list-style-type: none"> ・上記の設備等は市民財団で準備します。 ・その他運営に必要となる設備は市民財団に設置許可のうえ、持ち込むこと。 <p>※設置に係る工事費及び撤去費は出店者の負担とする。</p>

7 営業実績

年度	営業日数	売上	年度	営業日数	売上
平成26年度	95 日	10,172,900 円	令和元年度	0 日	0 円
平成27年度	20 日	3,726,500 円	令和2年度	80 日	4,974,535 円
平成28年度	55 日	5,768,200 円	令和3年度	71 日	6,610,120 円
平成29年度	67 日	6,290,550 円	令和4年度	37 日	4,236,540 円
平成30年度	6 日	855,100 円	令和5年度	12 日	1,059,340 円

8 営業基本条件

営業期間	スキーシーズン営業開始日～営業終了日まで
営業日	スキー場営業日
営業時間	<p>食堂・売店の営業できる時間は、スキー場の営業時間内としますが、12月、1月、2月の11：00～20：00は、必ず営業すること</p> <p>※3月の営業時間は市民財団と出店者で協議し決定します。</p>
営業内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・当スキー場利用者に対し、食事、軽食の提供を行うこと。 ・メニューは、スキー場利用者ニーズを意識したものとする ・地元食材を活用したメニューを1品以上置くこと。
休業補償	<ul style="list-style-type: none"> ・1月1日～2月末日までの間で、積雪不良、リフト等の設備故障等、スキー場運営者の責任により休業した場合は、休業補償として、1日あたり18,000円を支給します。
券売機	<ul style="list-style-type: none"> ・食事、軽食の販売は、当スキー場が用意する券売機により行っていただきます。 <p>券売機：現金専用機 2台、キャッシュレス専用機 1台</p>
使用料等	<ul style="list-style-type: none"> ・電気料：子メーターにより実費徴収（フロア内照明、調理器具） ・ガス料：子メーターにより実費徴収（調理器具、湯沸かし器） ・売上に対する売上使用料を徴収します。最低売上使用料率は3%とします。企画書（様式4）において3%以上の使用率をご提案ください。

※ メニュー、料金設定は、事前に市民財団の了承を得ること

※ 売上手数料は、毎月月末に、市民財団が発行する請求書の発行日から30日以内に支払うこと

9 経費の負担区分

項目		市民財団	出店者
従業員の人件費			○
原材料費			○
ユニフォーム等のクリーニング費			○
光熱水費	電気		○
	ガス		○
設備及び備品	保守・修理		○
	更新	○	
清掃（日常清掃及び特別清掃）			○
害虫駆除等防虫及び防鼠、消毒等衛生管理費			○
ごみ処理費			○
各種保険料			○
営業許可に係る費用			○

※ 上記以外に経費が発生した場合は、市民財団と協議のうえ、決定します

※ ゴミ処理については、出店者が処理業者と契約のうえ、適切に処理すること

10 応募資格

No.	応募資格
1	公共施設内において経営を行うにふさわしい信用、技術、能力等を有すると認められる企業若しくは団体または個人。なお、企業若しくは団体又は個人が共同で応募することも可能とします
2	応募者は、営業に必要な有資格者を従事させることができる者としてします
3	応募者は、小松市から指名停止措置又は指名除外の措置を受けていない者としてします
4	応募者は、市・県民税、固定資産税、国民健康保険税、軽自動車税、法人市民税、法人県民税、法人及び個人事業税の滞納がない者としてします
5	応募者は、会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者としてします
6	応募者は、食品衛生法に基づく処分を過去3年間受けていない者としてします
7	応募者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及び同第6号に規定する暴力団でない者としてします

11 その他留意事項

- (1) 施設の運営について、市民財団と協力・連携し、施設の利用を促進するよう努めること。
- (2) 許可に基づく権利を第三者に転貸、若しくは譲渡のほか担保に供することはできない。
- (3) 食堂・売店の運営によって発生した第三者に対する損害に対し、市民財団は一切責任を負いませんので、賠償責任保険等に加入すること。
- (4) 営業に関し、許認可を必要とする場合、出店者の責任において取得すること。
- (5) 営業にあたり、労働基本法、会計法規、条例、規則その他関係法令を遵守すること。
- (6) 本施設及び設備等については、注意義務をもって管理し、汚損、故障、減耗等が生じた場合は、出店者の負担で維持補修すること。ただし、天災、その他出店者の責任によらない事由による場合は、市民財団と協議のうえ、市民財団の負担で補修する。
- (7) 出店者は、食堂・売店の営業により取得し、管理する個人情報の取扱いについては、個人情報の盗用、漏えい、滅失、改ざん等を防止するために個人情報の適正な管理及び安全の確保のための適切な措置を講じること。
- (8) 以下の場合、速やかに市民財団に報告し、その指示に従うこと。
 - ・ 従業員が本施設の利用者に迷惑をかけ、またはその恐れがあると認められる場合。
 - ・ 事故、火災その他の人的物的被害が発生し、または発生する恐れがあると認められる場合。
 - ・ 利用者からの苦情等、報告すべき必要があると認められる事態が発生した場合。
- (9) 売上手数料算出のため、翌月5日までに売上報告書を提出すること。
- (10) 各種感染症等の感染拡大防止について十分な対策を施すこと。また、スキー場全体の感染防止対策にも十分な協力をする。
- (11) 退去する際は、出店者の責任において原状回復すること。
- (12) 本要項に定めのないものは、市民財団と協議のうえ、取り決めることとする。

12 公募スケジュール

事項	スケジュール
① 参加意思表明書の提出	令和6年8月5日（月） ～ 令和6年8月27日（火）
② 現地確認及び質問書受付	令和6年8月5日（月） ～ 令和6年8月27日（火）
③ 企画書の提出	令和6年8月28日（水） ～ 令和6年9月4日（水）
④ プレゼンテーション	令和6年9月中旬
⑤ 審査結果の通知	令和6年9月下旬

13 応募の手続き等

(1) 参加意思表明書の提出

公募に参加を希望する場合は、「参加意思表明書」（様式1）に必要な事項を記載のうえ、令和6年8月27日（火）までに市民財団管理局管理グループまで持参又は郵送してください。※提出期限日必着

(2) 現地確認

食堂・売店の状況、設備等を下記の期間において市民財団職員立会いのもと確認できますので、希望する場合は下記までお申し込みください。

確認期間 令和6年8月27日（火）まで

申込期限 令和6年8月27日（火）まで

申込先 大倉岳高原スキー場 電話 0761-67-1426

(3) 質問の受付

企画書の作成に関する質問を受付けます。（様式2）

受付期間 令和6年8月27日（火）

回答方法 質問に対する回答は、随時市民財団HPに掲載します。

(4) 企画書等の提出

- ・ 提出書類 企画書等（様式3、4、5）他（下記応募書類参照）
- ・ 提出部数 6部（正本1、複写5）
- ・ 提出期間 令和6年8月28日（水）～ 令和6年9月4日（水）
- ・ 提出方法 提出書類一式を市民財団管理局管理グループまで持参又は郵送してください（提出期限日必着）

【応募書類】

	法人	個人
市民財団 指定書類	① 事業概要書（様式3） ② 企画書（様式4） ③ 収支予算書（様式5）	
	④ 商業・法人登記簿謄本 ⑤ 印鑑登録証明書 ⑥ 定款	④ 住民票記載事項証明書 （本人が特定できるもので 本籍や続柄の記載がないも

その他 添付書類	⑦ 登記事項全部証明書	の)
	⑧ 直近3ヵ年分の税務申告書の写し（税務署受付印があるもの）	⑤ 個人の印鑑登録証明書
	⑨ 直近3ヵ年分の地方税の納税証明書	⑥ 直近3ヵ年分の税務申告書の写し（税務署受付印があるもの）
	⑩ 営業に関する資格、免許等の写し	⑦ 直近3ヵ年分の地方税の納税証明書
		⑧ 営業に関する資格、免許等の写し

14 審査

(1) 審査方法

審査は、市民財団が選任する委員により構成された審査会が行います。

(2) 審査基準

次の審査基準に基づき、企画内容について審査を行い、採点、審議のうえ、最も優れた企画をした者を選定します。

	審査項目	審査内容	配点
1	事業概要書	・ 出店を希望する事業者の事業規模	20
2	企画書	・ コンセプト ・ メニュープラン ・ サービス ・ スキー場との連携 ・ 人員配置などの評価	50
3	収支予算書	・ 収支計画の適切性の評価	30
			100

(3) 審査結果

- ・ 審査結果は、令和6年9月下旬 に決定します。
- ・ 審査した企画書内で最も優れた企画をした者を出店候補者に選定します。
- ・ 審査結果は、全ての企画書提出者に通知します。

15 出店手続等

(1) 契約

市民財団と出店候補者で、出店条件等の最終確認を行い、両者合意に至った場合は、「大倉岳高原スキー場食堂・売店営業に関する契約」を締結します。

(2) 出店準備

出店者は、市民財団と必要な協議をしながら営業開始に向けた準備を行うものとしします。

【問合わせ先】

公益財団法人小松市まちづくり市民財団

管理局管理グループ

「大倉岳高原スキー場食堂・売店出店者募集担当」

電話 0761-24-3073 FAX 0761-24-1395

E-mail kskkousya@city.komatsu.lg.jp